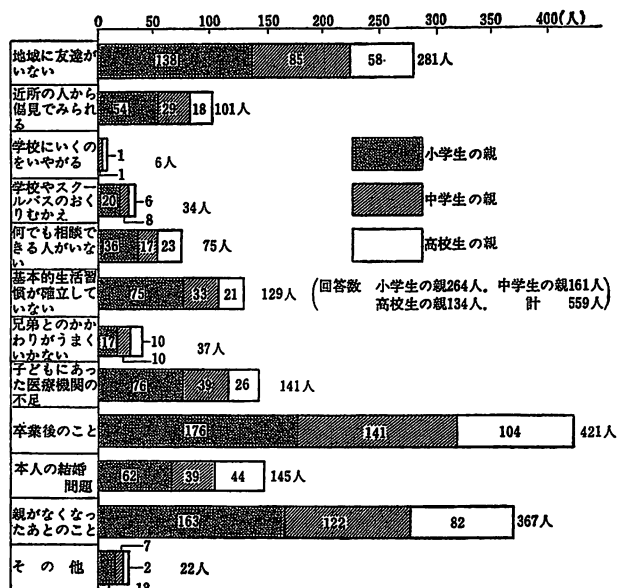


図6 障害児を育てるうえでの親の悩み

(京都市内・1979年調査)



ということとはとりもなおさず、障害者が不安なく参加できる社会とはどんなものかという課題に他なら

ないと言えよう。

1981年から10年間かけて、「障害者の完全なる社会参加」をめざして「国際障害者年行動計画」がとりくまれていくことになっているが、はたして、この課題はどこまで達成しうるのであろうか。

*

以上が過去10年間における障害児とその家族をめぐる発生した悲劇的事件の傾向とそれについての若干のコメントである。このような傾向把握が、この種の事件発生を未然に防止する社会的対応へとつながっていくことを心からねがわざるをえない。いや、医療・教育・福祉・労働など障害児にかかわるあらゆる社会的対策がその生命の尊厳を具体化する形で生かされなくてはいけないのではないか。そのような意味で、今回収集した個々の事件の要点を一覧表にして掲載しておくことにしたい。

【源流解説】

「生活史上の三つの危機」に寄せて

白石恵理子

はじめに

今回、源流でとりあげた論文は、大泉溥著『障害者の生活と教育』（民衆社、1981年）所収のものである。本のタイトルにこめた思いについて大泉は、「障害者の生活問題にかかわる『福祉』では「発達」を保障するという視点がきわめて弱く、また、障害者の発達問題にかかわる『教育』ではその発達の基盤とも言うべき生活を社会的な問題としてとらえるという視点が弱かったのではないか」（p.3）と当時の福祉と教育の理論的乖離の克服という問題意識があったとする。この書は3部構成となっており、第1部が「障害者の生活現実と教育問題」であるが、「障害者の生活現実」に着眼するところから出発して、これを他人事ではすまされない問題としてとらえなお

しながら、その本質究明が実践の大きな見通しを得るために必要不可欠」（p.3）との思いから執筆されており、第2部「障害者の生活を教育的に組織する実践の立場」、第3部「発達保障をめざす生活教育の方法をもとめて」につながっていく構成となっている。

今回、源流としてとりあげたのは、第1部のⅡにあたる。

生活現実をリアルにとらえる必要性

第1部のⅠ「現代日本の障害者問題と家族」では、1980年代当初の日本における障害児教育・福祉が大きな転換期にあることが述べられる。従来の「特殊教育論」や「心身障害児福祉論」が、「子どもの障害を静的・固定的にとらえ、これらを種別・程度によって分類するところから出発」（p.13）して、「障害種別ごとに『普通児』とは異なる心理特性を列挙し、これに即応した『特殊な』指導方法」（p.16）が必要だとし、「さらには家庭生活や社会生活上の困難にまで説き及ぶ」（p.16）もので、実際の障害児教育・福祉の制度もそうした理解のうえですすめ

られてきたとする。そして、そのような“伝統的アプローチ”は、1980年代当初においてもなお支配的であるが、その限界もみえはじめ、さまざまな議論が起こっている状況にあるとする。議論の一部は「養護学校不要論」等になっているが、“伝統的アプローチ”が「障害」からしか子どもを見ていないのに対し、「養護学校不要論」では「障害」を「個性」に還元してしまっていると批判する。そのうえで、『「人間発達の共通性」と『障害の特殊性』を統一的に把握し実践する論理』が切実に求められていること、大きな転換期だからこそ、「いま一度、障害をうけた日本の子どもたちの生活現実」にまで立ち戻って、そこでの問題のあり方をリアルにとらえるところから出発」すべきであるとした(p.19)のである。

あらためて日本における障害児教育・福祉の歴史を振り返ったとき、戦前の天皇制のもとでは、教育は「国のため」「天皇のため」であり、そこでは一人ひとりの発達や人格を尊重するという価値観はありえなかったし、障害児は「お国の役に立つ」限りで存在を許されていたといっても過言ではない。戦後になって、教育も福祉も「その子」「その人」自身のために行われるものになり、教育の第一義的な目的は「人格の完成」にあるとされた（教育基本法1947年）。障害のある子どもたちも、ようやく自身のために教育を受けることが可能になるはずであった。しかしながら、同年に制定施行された学校教育法において、盲、聾、養護学校の設置義務が明記されたものの、盲・聾学校はすぐに施行されるが（1948年）、知的障害、肢体不自由、病弱児を対象とする養護学校の設置義務の施行は先送りされ、長い間、多くの障害のある子どもたちが、就学年齢を迎えても「就学猶予・免除」の名の下に教育を受ける権利が侵害され続けたのである。

友だちやきょうだいがランドセルを背負って登校する姿を窓から見ながら、あるいはその笑い声を聞きながら、「なぜ、自分は学校に行けないのか」と涙した子どもたち、親たち、関係者たちの粘り強い運動がようやく実って、すべての子どもたちが教育を受けるという当たり前の権利が実質的に認められるようになったのが、1979年（養護学校義務制実施）である。『障害者の生活と教育』が発刊されたのは、それから間もなくの時期である。さらに1981年は国際障害者年であり、その後の国連・障害者の10年（1983～1992年）に続く、障害のある人の権利保障の多面的な取り組みがなされていく1980年代の出発点でもあった。そうした内外の情勢のもとで、上述したような論議が噴出していたわ

けであるが、そうした時期だからこそ、障害のある子どもと家族の生活現実をリアルに直視しようとしたこと、声を出したくても出せない、あるいは声にならない状況にある人たちの思いや願いを冷静に深く捉え直そうとした同書の意味は大きい。

それから40年以上が経過した今、当時とは大きく変化した面も多々ありつつ、他方で同じような状況が今なお続いていることも多くの人が感じているだろう。2006年に国連は障害者権利条約を採択し、障害のある人の総合的な権利実現とそのための教育・福祉・保健活動等の指針が示された。日本は、2007年に署名、2014年に批准し条約締約国となったわけだが、その後の履行状況が報告・審議され、2022年9月に日本への勧告（総括所見）が出された。ここでその内容には立ち入らないが、この勧告を受けて、日本の障害児教育・福祉のあり方について新たな議論が起こりつつある。しかし、その議論が、障害のある人の生活現実から遊離し、うわすべりの議論に陥っていないだろうか。特別支援教育の開始（2007年）、さらにインクルーシブ教育システムへと進もうとするなか、見た目だけ、つぎはぎだらけの施策によって、真にすべての子どもたちの発達保障に寄与する教育制度になっているのだろうか。社会福祉基礎構造改革により「買う福祉」になって久しいが、そこにコロナ禍が追い打ちをかけるなかで、障害のある人、家族、福祉従事者の人間らしく生きる権利が奪われているのではないか。いま一度、障害のある人の生活現実をリアルにとらえ、そこに隠れた願いを深くとらえ共有していくことが切実に求められている。『障害者の生活と教育』は、現下の状況をとらえ、今後の展望を見出していくうえでも重要な視座を与えてくれるものである。大泉が着目した「障害児家庭の悲劇的事件」は今も後をたたないわけであるが、そのことの背景にある社会の問題状況をとらえるうえでも、大泉が幾度も主張する「いま一度、障害をうけた日本の子どもたちの生活現実」にまで立ち戻って、そこでの問題のあり方をリアルにとらえるところから出発」することが重要であると考え。

障害児とその家族の悲劇的事件にかかわって

障害のある子どもたちの生活現実をとらえるうえで、大泉は、障害児とその家族の悲劇的事件に焦点をあて、新聞記事調査という手法をとった。この調査にふみきった背景にあった問題意識として、大泉は三つをあげている。

一つは、1967年9月7日付の新聞記事である。読売新聞・朝刊の社会面のトップに「“生きる苦しみ”のがれて」「身障家庭にこの悲劇」という見出しの記事が掲載された。東京・神田の老医師宅で起きた“安楽死事件”に端を発し、「身障者とくに重度の心身障害者のいる家庭で、似たような悲劇がどのくらい発生しているのか」という問題意識のもとに行われた「過去5年間の実態調査」の報告が、その記事の内容であった。それによれば、親子心中16件、殺人35件の計51件であったという(p.24)。その後、同様の調査が行なわれていったが、山本実(1972)などが、読売新聞調査よりもっと多い悲劇が起きていること、さらに飯塚進(1973)が、道づれとされた障害児の年齢をみると、0歳と6歳にピークがあると明らかにしたことを大泉は紹介している。そこには、障害児教育や福祉のあり方との関連性があるとみたのである。さらに、裁判事例をめぐる論議を紹介したうえで、そこから見えてくる論点を、「親や家族がなぜに障害をもつ子どもを殺したり、親子心中にふみさらざるをえなくなるのか、その社会的必然性をどのように考えたらよいのか」、「もしも社会的偏見がひどく政策が貧困であれば『障害者は殺されてもしかたのない存在なのか』というギリギリのところで問われている“障害者観”“子どもの権利”のとらえ方」、「このような悲劇的事件の裁判が単なる事後処理の場でないとすれば、事件発生責任にかかわる社会的処罰と再発防止の方策とが統一的に明らかにされ実行されなければならないが、それはどんなものか」という3つの問題に要約できるのではないかと述べる(pp.30-31)。さらに、母子心中問題をとりあげた越永重四郎(1974)が、母子心中問題は日本社会に生じている生活主体の危機が人間関係からの疎外という形をとってあらわれたものであり、そのような状況に置かれている現代の家族たちにとって、「日常生活のなかで具体的に『支えるべき人間や生活基盤を確保すること』の決定的な意義」を力説したことを大泉は評価する。そのうえで、こうした調査を行なうことは、「客観的事態の科学的認識を主体化して実践すること」(p.33)になるとしたのである。

二つ目の問題意識は、こうした“子殺し”などのニュースに対し、多くの障害児の親が「痛いほどよく分る」と答えていることに対する大泉の疑問であった。大泉は、不就学をなくす運動の一環としてとりくまれた在宅障害児の実態調査に参加するなかで、親のこの声に出会ったと言う。その声を聞いた当初は、いちばん悩み苦しみ、それでも今日まで生

き抜いてきて、誰よりも生きることの大切さを痛感しているはずの親がなぜ「よく分る」と言うのか、それでは運動を待ちきれずに亡くなった子どもたちもうかばれない等々と、「むしろに腹の立ってくる自分をどうすることもできずにいた」(p.34)と述懐する。しかし、その後に出会った障害児と家族との出会いが「自分の思慮の浅さをいやというほど思い知らせてくれた」(p.35)のだという。それは、「寝たきりの重症心身障害児」で就学免除のまま学齢期を終えた15歳の少女、身体が弱く定職につけず内職をしている母、妹の通院のたびに会社を休まざるを得ない姉の3人暮らしの家族との出会いであった。身体が大きくなって「風呂に入れてやるのも大変」になってきたという“生活の実感”を聞くなかで、大泉の考えは大きく変わっていく。新聞記事になったような悲惨な事件は「氷山の一角」にすぎないこと、在宅障害児の問題は単に学校や施設に入れずに家にいるということだけではなく、障害の固定化と発達の阻害、家庭の経済的困窮、家族ぐるみの健康破壊につながりやすく、「生活困難の拡大再生産と社会的隔絶化を不可逆的に進行させるところに、不就学による在宅問題があった」(p.36)と看破していく。だからこそ、子殺しや親子心中は「明日はわが身の問題」であり、「痛いほどよく分る」になったのだらうとする。

ただ、そうした生活実感レベルでの“共感”だけでは「子殺し」への歯止めとはならないし、親たちの権利意識の低さに疑問を感じていたのも否めなかった。ところが、実態調査活動をとおして掘り起こされた不就学の障害児たちのための「地域日曜学校(一日保育)」等のとりくみが各地で開催されるなかで、知り合った親たちがともにさそいあって教育行政当局との“交渉”に臨むようになる。そこでの親の発言を聞くなかで、在宅障害児という問題の深刻さの裏に秘められた「激しく力強いエネルギー」に気づかされたという。つまり“共感”はそのまま放置されるならば“子殺し”の容認にもなりかねないが、自分の子どもに必要なとりくみと結びつくと、「想像を絶する」エネルギーへと転換しうるのであり、そこに「生活実態の弁証法」があるとみた。だからこそ、生活現実を静的にとらえ、統計的に分析するだけでは不十分で、「問題の背後に厳然と存在している未発の契機、すなわち『おんもに出たい』『友だちがほしい』といった在宅障害児の発達要求をしっかりとらえなくてはいけない」(p.41)というのである。そして、「このような障害児の発達要求こそが、父母と関係職員たちとを結びつけ、障害

者教育運動へと発展せしめた最も基本的な要因」であり、「それが地域の多くの人々の支持と共感をよびおこしたとき、初めて地方自治体の施策に反映するようになり、ついには政府も『養護学校義務制』の実施や障害児保育の制度化にふみきらざるをえなくなった」(p.41)とする。親の「権利意識」を問題とする前に、それまでの学校教育が抱いていた「権利意識」、社会がもっていた障害観を反省すべきだったと述べる。

さらに大泉は、三つ目の問題意識として、“障害者問題”のとらえ方をあげる。従来の障害者施策が、障害者を能力的に序列化して優先順位をつけるという「能力主義的予算配分(劣等処遇の原則)」にたって行われてきたことを批判し、それは、障害児家庭の悲惨に拍車をかけると同時に、重度・重症の障害者をかかえた施設では、障害児者のために努力すればするほど、職員の健康が破壊されるという“職員の職業病”問題も必然化した。それは、「教職員と父母とのミゾを深め、ともすれば敵対的な関係に発展しかねない状況」(p.44)にもつながっていく。そうした事態を開解するために重要になってくるのが「障害者問題を社会問題としてとらえる」という視点ではないか、と述べる。

ここでいう社会問題とは、「単に社会のなかで起こっている問題」という程度のことでなく、「社会の基本的なしくみと不可分なものとして把握しなければ理解できない性質の問題だということを意味する」のだとする。そして、一番ヶ瀬(1967)を引用して、障害者問題が深刻な社会問題となってきた背景に、「人びとの生活のあり方を根底的に変化せしめた社会構造の変化(資本主義社会の成立・展開)」があり、「生活構造の変化」「運動の具体的展開」「労働力としての政策的視点」という3つの要因に注目することで、社会問題として出現してくるメカニズムを説明できるとしたことを詳細に紹介している(pp.44-47)。一つ目の要因「生活構造の変化」とは、戦後改革による家族制度の崩壊、資本主義の高度成長による賃金労働者の増加、家族形態の“核家族化”により、それまでの家族がまがりなりにももっていた障害児の養育能力が失われ、問題が「家の内から外へと移行し社会的な対応をもとめざるをえなくなった」ことである。二つ目の「運動の具体的展開」とは、こうして家の外に出てきた問題が、国民の人権意識、民主主義の理念によって、障害があっても人間として生きる権利があるという権利意識、国民主権の思想によって、「放置できない問題として国民大衆に受けとめられ、共感を生み、その

問題解決をめざす運動へと発展」することである。三つ目の「労働力としての視点」とは、資本主義社会においては、「資本主義的利潤の追求にとってどれほどメリットがあるかという“政策的合理性”を貫徹しようとする」ため、労働力という観点から重みづけした形での障害者対策しか講じないという考察である。このように、一番ヶ瀬が、障害者問題について「その人の障害によって本質的に規定されるといった超歴史的な性格のものではなく、すぐれて今日の性格をおびた“社会問題”であることを論証した」(p.47)ことを評価した。ただ、一番ヶ瀬論文においては、障害者問題は、「さまざまな形で国民大衆が直面している生活苦、生活不安と基本的に共通な社会問題」のひとつというとりあげかたであったため、「この“社会問題としての障害者問題”がどのような実態的性格のもので、いかなる今日の意義をおびて存在しているか」という点ではあまりふみこんでいないし、「障害者問題発生 of 社会的必然性とその対策の体制的限界の解明という点では画期的なものであったが、その解決の主体がどんな歴史的使命をにないのかという点については必ずしも明確な解答を提示してはいなかった」(p.48)とする。そして、「“社会問題としての障害者問題”が単に国民のなかの一部の問題だということにとどまらず、『全国民的な実践課題』となりうる問題だとする根拠を示した」(p.48)のが、1960年代からの近江学園での実践と研究、田中昌人らの「発達保障」論であったとする。

70年代の「悲劇的事件」から見えるもの

さて、次に、源流にとりあげた論文に即して、若干のコメントを試みたい。

この論文では、過去10年間(1970年1月から1979年12月)における、3つの新聞(全国版)に取り上げられた20歳未満の障害児と家族の悲劇的事件について分析を試みている。実際の事件数はここに出てくる数字よりもはるかに多いことが予想されるが、正確な数字をあげることは困難であると同時に、地方版や地方紙もとりあげると、データに偏りが生じることになる。全国紙の全国版をとることで、そうした「偏り」は一定の排除ができるし、その全体的特徴や背景を考察することで、問題状況の本質を明らかにできると考えたのである。

この1970年代は、「教育条件整備や障害児保育の制度化、障害の重い子どもたちに対する福祉関係諸

施策の実施など、60年代には考えられなかったほどの勢いで実施されてきた」時期にあたる。「障害の重い子が宝」であるとした与謝の海養護学校の開校は1970年であり、東京では1974年に希望者全員入学が実現している。また、大津市では1973年に希望する障害児の保育所全入が実現し、翌1974年からは国においても不十分ながら「障害児保育実施要綱」に基づく障害児保育制度がスタートした。しかし、それにもかかわらず、悲劇的事件は減少していない。そして大泉は、図2より、1970年代の前半と後半では、事件が発生している月に大きな変化が生じていることに着目し、「学校や施設に入れるようになったけれども、それが以前からの悩みを真に解決するものではなく、また新たな悩みも加重させるものとなっている」のではないかと考察を進めていく。

さらに、表7で示されている障害種別の数からは、事件に遭遇した子どもの「障害の多様さ」に着目し、「子どもの障害が重いから悲劇がおこり、障害の軽い場合にはそれほど事件がおこらないというわけではない」として、一般的に言われるような“医学的”ないしは“心理学的”な尺度だけで障害程度を規定することの問題を指摘する。1961年に日本で最初の重症心身障害児施設「島田療育園」を設立した小林提樹が、「医学的重症」に加え、「介護的重症」「社会的重症」という概念を提起したことにも通じるが、障害を医学面からだけでなく社会的側面からとらえて福祉施策等のあり方を考えていく必要性の提起にもつながる。

ただ、障害児の「虐待・せっかん死」事件にかかわって、同じような育児の困難さであっても、「その大変さの程度は親たちの子どもへの愛情度という心理的要因によってもかなりちがってくる」として、「愛情度」なるものを安易に持ち出していることについては、違和感が残る。大泉のいう「愛情度」の背景にも、育児をサポートする人がいるかどうかといった社会的要因が多いに絡んでいるからである。

次に、大泉の分析視点として秀逸なのは、「障害児とその家族の生活史において検討する必要性」を指摘していることであり、そこから「生活上の三つの危機」を提起している。図4「事件に遭遇した障害児の年齢」より、最も多発するのが0歳の時期であること、3歳、6歳、12歳で別のピークがあらわれること、さらに17～18歳で事件が多発していることに着目し、それが「障害児の生活史において何を意味するものなのか」が問題だとした。そして、この事件数がピークを示している時期に注目しながら

考察を深め、WHOが1980年に発表した国際障害分類（ICIDH）の考えも取り入れて、障害児家族の“危機のパターン”として仮説的に提起したのが図5になる。

第1のピークである、0歳という最初の1年間を詳しくみたのが表8であるが、この表から、0歳児40人のなかでも、生後6か月までの乳児期前半の時期に29人、6か月以降の乳児期後半の時期に11人と0歳児の前半に7割以上が集中していることがわかる。そのなかでも、最初の3か月（12人）より、3～5か月の時期の方が17人と多くなっていることにも着目したい。障害種と合わせて、この数字をみたときに、最初の3か月では、肢体障害（先天奇形を含む）が5人と多いのに対し、3～5か月では「発育不良（未熟児を含む）」が8人、次いで「精神薄弱（脳障害を含む）」が4人と多くなっている。詳細は不明であるが、出生直後には、先天奇形を含んだ出生時からの明確な肢体障害に直面し、その後の育児や児の将来に希望をもてなくなったことが窺えるのに対し、3～5か月では、明らかな先天奇形や肢体障害はなくても、体重が増加しない、首がすわらないといった「発育不良」「発達遅れ」が徐々にはっきりしてきたこと、出生直後は病院で子どものケアがされていたのに対し、退院して家庭生活をはじめのなかで、親の孤独感が増したり、出産前後から昼夜を問わず続く子どものケアで疲れがピークに達していること等が推察される。とりわけ2、3時間続けて寝ることが難しい時期が長く続くと、親の睡眠不足は耐えられないものとなりやすい。大泉が指摘するように、この時期の乳児健診が重要であることは言うまでもない。ただそれは、「早期発見」の重要性だけではなく、親の孤立感からの脱却、育児の悩みを具体的に一緒に考える人や場があること、「早期発見」が「早期対応」にきちんと結び付くこと等が何よりも必要であろう。

また、0歳児ほどではないにしても、1歳の12件、2歳の15件も看過できない数字である。大泉は、0歳児が「尾をひく」結果としてみているが、それだけではないであろう。とくに、「せっかん・虐待死」事件が増えていることから（1歳で5件、2歳で4件）、0歳児期にみられた「障害」という事実を知った時の絶望だけではなく、言うことをきかない、かんしゃくを起こすといった自我の育ちとかかわって出現する育児困難がその背景にあることが推察される。障害の診断を急ぐかどうかは別として、子どものかかえる課題、育児上の困難を「早期発見」し、早期療育など具体的なサポートの場が必要であ

る。1980年前後は、養護学校義務化にともない、従来からあった障害児施設が就学前児の通園の場になって数年たった時期である。通園施設そのものの数も不足していたが、その多くは3歳以上児を対象としていた。3歳未満の障害児の多くは、母親が家庭で育児せざるを得ない状況であり、高いところのぼる、目を離すとすぐに玄関から飛び出していこうとする、部屋中が汚物のついた下着や、食べ散らかした食べ物であふれるということが全国どこにでも起きていたのである。そうした子どもたちの発見や相談の場は当時とは比較にならないくらい広がったが、1、2歳の時期が子育ての危機の時期であることは今も変わらない。どの地域においても、相談だけではなく、子どもの育ちを一緒に育みながら、親が子どもをいとしく思えるようになる場が必要である。

3歳、6歳、12歳頃にあらわれている事件の多発化について、大泉は、3歳以前とは「ややニュアンスが異なっている」とみている。「障害」が保育園・幼稚園等への入園、すなわち子どもが集団生活をはじめること দিয়েてくること、つまり“障害の社会的意味”が問題になってくることを指摘する。そこでいう「障害」は、子どもの発達要求の広がりということと表裏の関係にあるということだろう。すなわち、子どもの発達要求が高まり、活動範囲が広がり、家庭内だけで生活する時期から、家庭外での生活時間が増えることと大きくかかわっているのである。就園、就学により、子どもの生活が新たなステージに入ることは、発達のにも重要な意味をもつわけであるが、大泉は、親の期待と現実の園・学校生活とのギャップが生じやすく、それが親の苦しみに「新たな深刻さを加え、将来への不安は悲観の度を増さざるをえないのは当然ではないか」とみる。子ども自身も、新たな環境を受け入れることは決して容易ではなく、表面的には「混乱」や「停滞」が起きやすい時期である。しかしそれは、新しいライフステージで新たな自分づくりをはじめるがゆえの「混乱」や「停滞」でもある。学校現場では、そうした姿を「小1プロブレム」「中1プロブレム」と呼んで問題にするようになっていくのであるが、そこにある発達の本质を見失わないような「接続」が求められるという課題もあるのではないか。

第3のピークである17～18歳の時期に特徴的なこととして、「障害児の自殺」がひとつの頂点に達

していることをあげる。あわせて、障害の重い子どもをかかえる家族には、“三度目の危機”がおそいかかるとする。そして、一見、異なる現象にみえる両者であるが、共通した社会的条件が存在するとして、学校教育から社会への移行における問題をあげる。それは、「社会的に自立した生活にふみ出そう」とするも“社会の壁”にぶつかり、「あらためて自分のもっている“障害”の社会的意味を思い知らされ」るような、本人の「障害」認識が社会との関係で新たな質をもっていく時期の厳しさをつきつけるものとなっている。また、障害の重い青年たちの場合には、成人施設の絶対的不足によって、「“行き場のない”状況に再びさらされる」とする。当時に比して、高等部教育があたりまえになったとは言え、高等部卒業後の“行き場”については、地域間格差も大きく、いわゆる「強度行動障害」がある人や医療的ケアが必要な人の行き場は、今も厳しい状況にある。日中活動の場については、何らかの“行き場”ができてきても、暮らしの場の選択肢は非常に限られており、結果的に、親の介護負担が継続せざるを得ず、青年期に必要な「親離れ・子離れ」という自立への権利が親からも子からも奪われている状況は今も続いている。さらに、中途障害者に対する社会的対策がきわめて貧しいものになっているという指摘も、今日においてもいまだ重要な指摘であると考える。

私ごとになるが、学生・院生時代に発達を学び、自治体の発達相談員として働き始めた。この大泉論文を最初に読んだ院生時代には「三つの危機」があるという表面的な理解しかできなかったが、発達相談員として、様々な生活実態のなかにある親御さんたちと出会い、自分の未熟さともいえるほど知らされたあとに、この論文を再度読むことがあった。そのときの衝撃は今も覚えている。大泉のいう“リアルな生活現実、生活背景”が育児や子どもの発達にどれほどの影響を与えているのか、それをとらえようとする想像力をもつことの重要性和同時に、発達の裏側にも“危機”があることを、実感をもって考えるようになった。この“危機”が、障害のある人の発達と表裏一体のものであるとするならば、それが豊かな発達の事実として開花する制度や社会にしていかなければならないと強く思う。

(しらいし えりこ)